

お知らせ はかりの検査を実施します

会社・商工業者・農林漁業者・団体・医療機関・学校・官公庁などで取引または証明上の計量に使用する計量器（はかり）や体重計は、計量法により2年に1回、県が行う検査を受ける必要があります。検査を受けないで使用すると、計量法違反で50万円以下の罰金が科せられる場合がありますので、必ず受検してください。

※計量士による検査（代検査）を受けられる方は検査不要です。日南町での検査は以下のとおり実施しますので、対象の計量器と手数料をご持参のうえ受検してください。

日 9月2日（火）13：00～15：00

場 日南町役場 車庫棟

●検査対象となるはかりの用途

内容量表記商品の詰め込み・出荷・販売、商取引、材料購入、農家の直販、身体測定・健康診断の体重測定、薬の調剤、宅配便の取次など

●手数料

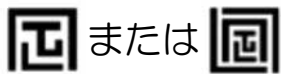
電気式はかり 100kg以下 1,400円

電気式はかり 250kg以下 1,800円

機械式はかり 100kg以下 500円

また、取引等で使用できるはかりには、検定証印等のマークが付けられています。このマークが付いていないはかりは取引等に使用できません。

取引等に使用できる



取引等に使用できない



問 役場地域づくり推進課 TEL：82-1115

お知らせ 困ったら一人で悩まず 行政相談 ～行政や暮らしの困りごとを、お気軽に～

総務省の行政相談は、国など役所の仕事や暮らしの不便について、「こんなことで困っている」「こうしてほしい」「相談先や制度が分からない」などの相談に行政相談員がお答えする制度です。日南町でも、担当の行政相談委員が行政相談所を開設し、みなさんからの相談を受け付けています。また、9月と10月は「行政相談月間」で、合同行政相談所を開設します。

《米子合同行政相談所》

日 10月29日（水）13：00～16：00

場 米子市文化ホール（米子市末広町293）

内 登記、税金、年金、相続、法律問題、暮らしの不便など

【参加予定機関】

法務局、年金事務所、鳥取県、米子市、弁護士、司法書士、行政書士、税理士、行政相談委員、総務省鳥取行政監視行政相談センター ※予約優先制のため、予約受付期間中に問合せ先にお電話ください。

【予約受付期間】10月16日（木）（平日9：00～16：45）

問 鳥取行政監視行政相談センター（平日は毎日行政相談を受け付けています）

TEL：0857-24-5541

